

## こども議会（議会体験プログラム）に係る交通手段の提供要綱

（令和8年4月9日 議会事務局長決裁）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、仙台市議会（以下「議会」という。）が実施するこども議会（議会体験プログラム）に参加する児童生徒の団体に対し、会場までの交通手段を現物給付により提供することで、参加の機会を拡大し、地方議会に対する理解促進及び主権者教育の推進を図ることを目的とする。

### （交通手段提供の要件）

第2条 交通手段の提供を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 市内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）若しくは特別支援学校（小学部又は中学部に限る。）又はこれらに準ずる学校教育を行う団体（小学校又は中学校の過程相当に限る。）であること。
- (2) 学校教育活動（課外学習を含む。）の一環としてこども議会（議会体験プログラム）に参加すること。
- (3) こども議会（議会体験プログラム）への参加に際し、出発地（学校等）から会場（市議会議事堂）までの移動のため、貸切バス又は仙台市地下鉄若しくは市バスを利用する必要があること。また、こども議会（議会体験プログラム）への参加に使用できるスクールバス等を有していないこと。

### （提供する交通手段）

第3条 提供する交通手段は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 貸切バス 議会が契約した貸切バスにより、出発地（学校等）と会場（市議会議事堂）との間の往復の送迎を行う。
  - (2) 地下鉄一日乗車券 参加者のうち児童生徒の人数分の乗車券を事前に交付する。
  - (3) 市バス一日乗車券 参加者のうち児童生徒の人数分の乗車券を事前に交付する。なお、交付する券種は出発地（学校等）が利用範囲に含まれるもののうち最も低額のものとする。
- 2 提供する交通手段は、交通手段の提供を受けようとする団体（以下「参加団体」という。）の希望を踏まえ、議会が決定するものとする。

### （提供の申請）

第4条 参加団体は、こども議会（議会体験プログラム）への参加申込とあわせて、議会事務局長あてに別記様式第1号により申請書を提出するものとする。

### （決定及び通知）

第5条 議会事務局長は、前条の申請書の内容を審査し、交通手段の提供の可否及びその内容を決定し、参加団体に対し別記様式第2号又は別記様式第3号により通知する。

2 前項の決定は、こども議会（議会体験プログラム）の開催日を含む会計年度において執行可能な予算の範囲内で行うものとする。

(貸切バスの取扱い)

第6条 貸切バスの利用にあたっては、事前に議会と参加団体との間で乗車場所、行程、人数等を確認するものとする。

- 2 乗車場所や人数の変更があった場合は、参加団体は速やかに議会へ連絡しなければならない。
- 3 運行中の事故に係る責任分担は、バス会社の運送約款等によるものとする。

(一日乗車券の取扱い)

第7条 地下鉄一日乗車券及び市バス一日乗車券の使用は、こども議会（議会体験プログラム）開催日当日に限るものとし、開催日以外の日の使用や第三者への譲渡は禁止する。

- 2 交付後に未使用券が生じた場合は、議会へ返却しなければならない。
- 3 参加団体の過失又は故意による乗車券の紛失や汚損があった場合は、代替の乗車券は提供しない。

(申請の取下げ)

第8条 こども議会（議会体験プログラム）の開催が中止となったこと等により申請に係る交通手段を使用しなくなった場合は、参加団体は速やかに申請を取り下げなければならない。

(決定の取消し)

第9条 議会事務局長は、参加団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交通手段の提供の決定を取り消すものとする。

- (1) 提供の決定後に申請の取下げがあったとき
- (2) 虚偽その他不正の手段により交通手段の提供の決定又は提供を受けたとき
- (3) 乗車券について、こども議会（議会体験プログラム）の開催日以外の日の使用や第三者への譲渡が行われたとき

- 2 前項の取消しを行ったときは、参加団体に対し書面により通知するものとする。
- 3 第1項第1号に該当するものとして決定が取り消された場合は、参加団体は交付済みの乗車券を議会へ返却しなければならない。
- 4 第1項第2号又は第3号に該当するものとして決定が取り消された場合は、参加団体は議会が当該団体への交通手段の提供に要した費用の全部に相当する額を議会へ支払わなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月9日から実施する。

こども議会（議会体験プログラム）に係る交通手段の提供申請書

仙台市議会事務局長 あて

学校名（団体名） .....

代表者名 .....

こども議会（議会体験プログラム）への参加にあたり、下記のとおり交通手段の提供を希望します。

記

|             |                                   |                           |
|-------------|-----------------------------------|---------------------------|
| 開催日時        | 日時 令和 年 月 日（ ）<br>時間 : ~ :        |                           |
| 予定人数<br>(※) | 児童生徒                              | 人                         |
|             | 引率者（教諭等）                          | 人                         |
|             | 合計                                | 人                         |
| 希望する交通手段    | <input type="checkbox"/> 貸切バス     | 乗車場所：(.....)              |
|             | <input type="checkbox"/> 地下鉄1日乗車券 | 乗車経路：(..... 駅) ~ 勾当台公園駅   |
|             | <input type="checkbox"/> 市バス1日乗車券 | 乗車経路：(..... バス停) ~ 県庁市役所前 |
| 連絡先         | 住所 〒<br>.....                     |                           |
|             | TEL                               | ..... 担当者名 .....          |
|             | E-mail                            | .....                     |

※地下鉄・市バス1日乗車券の場合、交通手段の提供対象は児童生徒に限ります。（引率者は対象外）

（学校名・団体名）

（代表者名） 様

仙台市議会事務局長

## こども議会（議会体験プログラム）に係る交通手段の提供について（通知）

標記につき、下記のとおり提供することとして決定しましたので、通知いたします。

### 記

1 開催日時

年 月 日（ ）： ～ ：

2 予定人数

合計 人（内訳：児童生徒 人、引率者（教諭等） 人）

3 提供する交通手段

- 貸切バス（乗車場所： ）
- 地下鉄1日乗車券（乗車経路： 駅 ～ 勾当台公園駅）
- 市バス1日乗車券（乗車経路： バス停 ～ 県庁市役所前）

4 注意事項

（貸切バスの場合）

- ・乗車場所や人数の変更があった場合は、速やかにご連絡ください。

（一日乗車券の場合）

- ・乗車券の使用はこども議会（議会体験プログラム）開催日当日に限るものとし、開催日以外の日の使用や第三者への譲渡は禁止します。
- ・交付後に未使用券が生じた場合は、議会へ返却してください。
- ・過失又は故意による乗車券の紛失や汚損があった場合、代替の乗車券は提供できません。

（申請の取下げ、不正使用等に対する措置）

- ・開催中止等により交通手段を使用しなくなった場合、速やかに申請を取り下げてください。
- ・虚偽その他不正の手段により交通手段の提供を受けたときや、乗車券の不正使用（開催日以外の日の使用や第三者への譲渡）が行われた場合、当該団体への交通手段の提供に要した費用の全部に相当する額を議会へお支払いいただきます。

別記様式第3号（提供しない場合）

（文書番号）

年 月 日

（学校名・団体名）

（代表者名） 様

仙台市議会事務局長

こども議会（議会体験プログラム）に係る交通手段の提供について（通知）

標記につき、下記のとおり提供しないこととして決定しましたので、通知いたします。

記

1 開催日時

年 月 日（ ）： ～：

2 予定人数

合計 人（内訳：児童生徒 人、引率者（教諭等） 人）

3 決定の理由